

2013年12月9日



The Britannia Steam ship  
Insurance Association Limited

## メンバー各位

3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo  
105-0014

Tel (03) 3769-6791

Fax (03) 3769-6792

32 Akashi Machi, Chuo-ku, Kobe  
650-0037

Tel (078) 322 2770

## 米国環境保護庁(EPA)の2013年「船舶一般許可」(VGP)要件 (US Environmental Protection Agency (EPA) 2013 Vessel General Permit (VGP) requirements)

### 背景

メンバー各位はご記憶と存ずるが、2008年12月19日以降、全長が79フィート(24.08メートル)以上で、米国沿岸3カイリ以内あるいは内陸水域を航行し、通常の運航に附随して生じる排水など汚染水を保持する能力を有する全ての商船は、VGPに規定された要件を満たさなければならない。

2013年

VGP第2版であるVGPは2013年12月19日に発効し5年間有効であるが、初版のVGPに代わるものである。

最終版2013VGPを含めたVGPの要件に関する一般情報は次のリンクからご覧戴ける  
<http://cfpub.epa.gov/npdes/vessels/vgpermit.cfm>。

2013年VGPの要件は79フィート(24.09メートル)以上で、米国沿岸3カイリ以内あるいは内陸航路を航行し、通常の運航に附随して生じる排水など汚染水を保持する能力を有する全ての商船に影響を与える。

2013年VGPの対象となる船舶の種類は、商業漁船<sup>1</sup>、客船、フェリー、バージ、移動式海洋掘削装置(mobile offshore drilling unit)、油槽船または石油タンカー、ばら積運搬船、貨物船、コンテナ船、その他の貨物輸送船、冷凍貨物船、調査船、緊急対応船(消火および警察の船舶を含む)、運送を目的として通常に運航されているその他の船舶が含まれる。娯楽目的の船舶と軍用船舶はVGP要件の対象とならない。

VGPの対象となる排出物質の種類と制限のリストは本サーキュラーの添付IIに記載されている。

### 手続き

意志通知(NOI)の提出が求められる船主/運航者

VGPの適用を受ける(VGPのもとで排出許可を取得する)ため、300総トン以上の船舶、または8立方メートル(2,113ガロン)以上のバラスト水を保持または排出する容量を有する船舶の船主または運航

者は、2013年12月1日までに、または継続してその適用を受けるには排水7日前にNOIの提出が求められる。

NOI提出期限および排出承認期日は添付IIIに記載されている。

船主または運航者はEPAの電子NOIシステム(eNOI)を利用しNOIを提出しなければならない([www.epa.gov/npdes/vessels/eNOI](http://www.epa.gov/npdes/vessels/eNOI))。船主または運航者がVGPのPart 1.14の免責規定の何れかに該当する場合、eNOIの代わりに紙面によるNOIの提出が認められる。しかしながら書面によるNOIの提出により排出許可の取得が長引く可能性がある。

船主および運航者は排出を開始する前にVGP規定の違反が無いことを確かめるため、次のリンク[www.epa.gov/npdes/vessels/eNOI](http://www.epa.gov/npdes/vessels/eNOI)を通じて、自らのNOIの受理が行われたかどうか確認するようお勧めする。

船主または運航者はNOIの写しを船舶上に常時携帯しなければならない。

#### NOIの提出を要求されない船主/運航者

300総トン未満、および8立方メートル(2,113ガロン)以上のバラスト水を保有しない船舶の船主または運航者は、NOIを提出する必要が無い。しかし船主または運航者はVGPの承認権限書と検査記録書式(PARI)に必要事項を記載しなければならない。

船主または運航者はPARIの写しを船舶上に常時携帯しなければならない。

#### 報告

船主または運航者は各船ごとに、VGP認証の適用が有効であることを示すため、電子的な年次報告書を毎年提出するよう求められる。

年次報告は各暦年に仕上げなければならないが、翌年の2月28日までに提出しなければならない。したがって2014年の年次報告書は2015年2月28日までに提出しなければならない。

船主または運航者は別途2013年の報告書を提出する必要はないが、2013年12月19日から2013年12月31日までの関連情報を2014年度の報告書に盛り込まなければならない。

年次報告はオンライン[www.epa.gov/npdes/vessels](http://www.epa.gov/npdes/vessels)でまたはeNOIシステムの[www.epa.gov/npdes/vessels/eNOI](http://www.epa.gov/npdes/vessels/eNOI)から作成することが可能である。

P&Iクラブ国際グループ加盟のすべてのクラブより同様のサーキュラーが発行される。

---

<sup>1</sup> 79フィートまたはそれ以上の商業漁船に適用されている猶予期間は2013年12月18日をもって失効する。

以上

(翻訳) ブリタニヤP&Iクラブ 日本支店

本サーキュラーは英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。
--

本サーキュラーは専用バインダー Section 4. Pollutionにお綴じ下さい。